

残業しても割増賃金が支払われていないケースが、全国各 地の職場で起こっています。

みなさんの職場はどうでしょう?

「残業代の申告は2時間までと決められている」「手当の申告がしづらい雰囲気が蔓延していて、使用者もそれを改善しようとしない」など、いわゆる「サービス残業」が野放し状態ではありませんか?

厚生労働省は、時間外を含む労働時間の把握の責任を明確

に使用者に課しています。残業したらその分、割増賃金を払うのは当たり前です。しっかり と残業代を請求しましょう。過重な長時間労働や過労死をなくすためにも、

適正な時間管理をもとめましょう。

#### 札幌のKKR(国家公務員共済)病院に

## 労基署が是正勧告

2014年9月、札幌東労働基準監督署は、K KR札幌医療センターに対して、残業代の不払い があるとして「是正勧告」をおこないました。

きっかけは2012年12月に起きた新卒看護師の過労自殺。就職してわずか8カ月後という痛ましい出来事でした。自殺した看護師は月平均で80時間にもおよぶ残業をしていました。しかし残業代はいっさい支払われていませんでした。職場では残業代の申請ができない空気だったそうです。



#### これらは、すべて業務です

始業前の情報収集、看護計画・退院・転院サマリー、業務上の「研修会」「委員会」「会議」、 新人看護師への指導、臨床指導者の実習記録の点検、プリセプター業務、看護研究。

これらは25歳看護師の「過労死裁判」で2008年に大阪高裁・地裁が時間外労働として認めた業務です。

### 1日の労働時間は8時間まで

(労基法32条)

1日の労働時間は8時間、週4○時間が原 則。労使の約束(協定)がある場合を除いて、 それ以上働かせることはできません。

# 時間外、休日労働には 割増賃金が払われる

決められた時間を超えて働いたり、休日に働い (労基法37条) たら割増賃金を支払わなければなりません

休憩時間は自由に利用 させなければならない

(労基法34条)

使用者は労働時間が6時間を超える場合は 少なくとも45分、8時間を超える場合は少 なくとも1時間の休憩時間を与えなければ なりません。また休憩時間は自由に利用させ なければなりません。

それは労働基準法という法律に

ん。またこの法律を理由に労働な準以下で働かせることはできま 件を引下げることもできません。 条件 書か 使用者はこの法律で定めた れ ています。 法 律は

んばって働いている私たち。そんない医療や介護を提供するためにが

つも患者さん

私たち職員を雇う使用者には、

ればならないルールが

ありま



(労基法39条)

年休は自由に取りたいときに取得できるもの。 取得は労働者の権利です。

#### 問い合わせ、労働条件等のご相談は

共労 03-3872-6175

公立学校共済組合職員労働組合

(メール) mail: kokyoro@mx1. alpha-web. ne. jp

〒110-0013 東京都台東区入谷1-9-5医療労働会館7F

